

◆平成 25 年度・税制改正大綱まとまる

子ども・子育て関連 3 法施行に向けた
幼稚園併設型認可外保育施設における
保育料等の消費税の非課税措置など
来年度の税制改正大綱がまとまる

1 月 24 日、自由民主党と公明党は、平成 25 年度の税制改正大綱を決定しました。

文部科学省関連の項目では、「子ども・子育て関連 3 法の円滑な施行に向けた幼稚園併設型認可外保育施設における保育料等の消費税の非課税措置」「子ども・子育て関連 3 法の円滑な施行に向けた幼保連携型認定こども園の設置に係る法人間の財産承継に係る所得税の特例措置」「教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の創設」などの要望が認められました。

子ども・子育て関連 3 法にかかる税制改正については、全日私幼連では香川会長を先頭に精力的な要望活動を関係方面に対して行なった結果、実現されたものです。関係者の皆様には心よりお礼申し上げます。

主な内容は、別紙をご覧ください。

[今号は 2 枚]

平成25年度 文部科学省税制改正事項

1. 要望が認められたもの

- (1) 教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の創設(金融庁、経済産業省との共同要望)【贈与税】
- (2) 子ども・子育て関連3法の円滑な施行に向けた幼保連携型認定こども園の設置に係る法人間の財産承継に係る所得税の特例措置(内閣府、厚生労働省との共同要望)【所得税、個人住民税】
- (3) 子ども・子育て関連3法の円滑な施行に向けた幼稚園併設型認可外保育施設における保育料等の消費税の非課税措置(内閣府、厚生労働省との共同要望)【消費税】
- (4) 公益社団・財団法人が所有・取得する能楽堂に係る固定資産税等の軽減措置【固定資産税、不動産取得税等】
- (5) 研究開発税制(特別試験研究税制及び中小企業技術基盤強化税制)・税額控除額の上限の引上げ(経済産業省等との共同要望)【法人税等】

2. 長期検討とされたもの

- (1) 学校法人への個人寄附に係る税額控除の要件の見直し【所得税】
- (2) 国立大学法人等への個人寄附に係る税額控除の導入等【所得税】
- (3) ゴルフ場利用税の廃止【ゴルフ場利用税】

○『与党・平成25年度税制改正大綱(平成25年1月24日)』(抜粋)
第三 検討事項

- 3 寄附金税制については、これまでの制度拡充の効果等を見極めつつ、そのあり方を総合的に検討する。